

案件名	越前市自転車活用推進計画（案）について
趣旨	市民の健康増進や自家用車に頼りすぎない社会の実現、観光振興等による交流人口の増大につなげ、こどもから高齢者まで幅広い世代の市民が利用でき、環境にも優しい身近な交通手段である自転車のさらなる利用促進を図るため、本計画を策定します。
意見提出者数 (件数)	パブリック・コメント 13件 懇話会等 4件 議会 17件 合計34件

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
1	計画全体	議会 一般質問 (令和7年 9月8日)	越前市自転車活用推進計画 における市の考えは。	自転車は、こどもから高齢者まで幅広い世代の方が利用できる環境にも優しい身近な交通手段です。本計画の策定により、市民の皆さんのさらなる自転車利用を促すことで新たなニーズとして健康づくりやサイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大を図ることで、本計画の理念である「自転車でつなぐ幸福実現のまち越前市」の実現を目指していきたいと考えています。 なお、その実現のため、安全に関する啓発をはじめ、自転車利用者のニーズや道路状況に応じた、安全で快適に通行できる自転車空間の保全と整備に取り組めます。

2	P1 第1章 越前市自転車活用推進計画の策定 (1) 計画策定の背景	パブリック・コメント (年代未記入)	市内で使うのであれば、自転車だけの活用推進では夢がないのではないかと。ある程度まで距離が増えれば原付の活用推進もよいのでは。	原動機付自転車は、身近な移動手段として利便性の高いものですが、本計画については、国の自転車活用推進法に基づき、こどもから高齢者まで幅広い世代の方が利用でき、健康づくりや環境にも優しい自転車の利用推進を図ることを目的としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
3	P12 第2章 自転車利用環境の現状と課題 (3) 安全・安心	パブリック・コメント (60代)	自転車事故の割合があるが、その事故の原因について、何が多いのか記載してほしい。	P12「自転車事故の現状」の中で、ご意見の趣旨を反映し、「自転車事故の原因としては、その半数以上が交差点安全進行義務違反及び安全不確認となっています。」を追記します。
4	P19 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1 ① 安全で快適な自転車通行空間の保全・整備	パブリック・コメント (60代)	安全で快適な自転車通行空間の保全・整備については、初めに道路を拡張し、歩行者・自転車の安全を確保するのが重要ではないか。	道路の拡張については、市内道路の状況や交通量などに応じた検討を行う必要があると考えています。安全で快適な自転車通行空間の保全・整備については、自転車利用者のニーズや現場の道路状況に応じた保全・整備に努めていきます。
5	P19 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1 ① 安全で快適な自転車通行空間の保全・整備	議会 一般質問 (令和7年9月8日)	歩道を自転車が走れるように整備してほしい。	自転車も通行できる歩道の整備においては、道路構造令の規定により、歩行者と自転車が安全にすれ違える幅員3m以上の歩道幅が必要となっています。 新たな自転車歩行者道の整備には、歩道幅を確保することから、道路状況や交通量などに応じた検討を行う必要があると考えています。 自転車通行環境の整備については、まずは道路の段差解消や区画線の設置など、自転車走行の安全面を重視した対策を行っていきます。

6	P19 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1 ① 安全で快適な自転車通行空間の保全・整備	議会 一般質問 (令和7年 9月8日)	自転車専用レーンを導入して欲しい。	自転車専用レーンは、車道の路肩部分に路面標示するもので、道路交通法によると幅員を 1.5m以上確保することが望ましいとされていることから、整備にあたっては、道路状況や交通量などに応じた検討を行う必要があると考えています。 一方で、一般的な自転車道では、縁石や柵などの工作物によって区分された車道の部分や「矢羽根型」と呼ばれる青色でペイントされた路面標示がされている路線もある状況です。 そこで、P20「道路標識や路面標示等の適切な設置運用」のなかで、「矢羽根型などの」を追記し、まずは路面標示の導入について、県道を管理する丹南土木事務所や警察とも連携しながら取り組みを進めていきます。
7	P19 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1 ① 安全で快適な自転車通行空間の保全・整備	議会 一般質問 (令和7年 9月10日)	自転車が安全に走行できる空間づくりが重要である。本計画での考えは。	本計画では、「安全で安心な自転車環境の保全・整備」を基本方針の柱の1つとして位置付けています。そのなかで、利用頻度の高い自動車利用からの転換を図るため、通行空間の整備や公共交通機関との接続強化といった利用しやすい環境づくりとともに、誰もが安全で快適に自転車を活用できる環境の保全と整備を行い、自転車利用の促進を図ることとしています。 その実現のため、安全に自転車を利用するための啓発をはじめ、自転車利用者のニーズや現場の道路状況に応じた整備による自転車空間づくりを進めていきます。

8	P19 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1 ① 安全で快適な自転車通行空間の保全・整備	議会 一般質問 (令和7年9月10日)	市内の道路状況をみると、老朽化などが目立つので対応して欲しい。	自転車利用者の安全確保を図る観点から、主に通学路や自転車通行量の多い路線を対象に、自転車利用者の目線で危険個所の点検を実施していきます。 具体的には、自転車走行の障害となる路肩部の舗装の劣化破損や段差解消などの修繕を行い、安全性や走行性の向上を図っていきます。 また、タイヤの細いロードバイクの普及に対応するため、側溝蓋の隙間なども点検補修していきます。
9	P19 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1 ① 安全で快適な自転車通行空間の保全・整備	議会 全員説明会 (令和7年8月25日)	越前市では、道路状況や積雪もあるということで、大規模な整備は難しいと思うが、当市の現状に即した道路整備等を行うべき。	誰もが安全で快適に自転車を活用できる環境の保全と整備を行うにあたっては、自転車利用者のニーズや現場の道路状況に応じた保全・整備を進めていきます。
10	P19 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1 ① 安全で快適な自転車通行空間の保全・整備	議会 総務委員会 (令和7年8月26日)	市内の道路上では、自転車通行に支障がある箇所が多くあるように思う。どのように対応していくのか。	自転車利用者の安全確保を図る観点から、主に通学路や自転車通行量の多い路線を対象に、自転車利用者の目線で危険個所の点検を実施していきます。具体的には、自転車走行の障害となる路肩部の舗装の劣化破損や段差解消などの修繕を行い、安全性や走行性の向上を図っていきます。 また、タイヤの細いロードバイクの普及に対応するため、側溝蓋の隙間なども点検補修していきます。
11	P19 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1	懇話会等	通学路等において、自転車で車道を走る場合に、危ないと思われる箇所がある。中学校、高校と連携し、学校単位で生徒がどこを通行するのが良い	中高校生の通学路については、自転車利用者の目線で危険個所の点検を実施し、破損箇所等がある場合は修繕を行います。 また、自動車の交通量が多い道路を通学路として利用している状況などについて、学校との情報の共有化を図っていく

	① 安全で快適な自転車通行空間の保全・整備		かを研究すべき。	ます。
12	P20 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1 ② 道路標識や路面標示等の適切な設置運用	議会 一般質問 (令和7年 9月10日)	自転車走行者の安全性確保のため、カーブミラーを設置して欲しい。	カーブミラーは、主に自動車の見通しの悪い交差点において、事故を誘発する可能性が高い危険個所を対象に、必要性を判断したうえで設置しています。自転車の通行の安全確保にも繋がると判断できる場合には、現場状況を把握するなかで柔軟な対応を行っていきます。
13	P20 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1 ② 道路標識や路面標示等の適切な設置運用	議会 一般質問 (令和7年 9月10日)	自転車が通ることができる歩道には、起点と終点に標識がついているが、歩道の中間地点だと利用者にとって判別しにくい。わかりやすくないか。	「普通自転車歩道通行可」の標識は、「普通自転車」が歩道を通行してもよいことを示す道路標識で、公安委員会が設置しているものです。 P20「道路標識や路面標示等の適切な設置運用」のなかの、「道路標識」を「普通自転車歩道通行可などの道路標識」に改めるとともに、現場の状況や自転車の利用状況に応じて、標識がないとわかりにくい場所には、標識の設置を警察署を通じて公安委員会へ要望していきます。
14	P20 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1 ② 道路標識や路面標示等の適切な設置運用	パブリック・コメント (50代)	車道を自転車で走ることが多いが自転車が走行する青いラインがないところが多いので整備してほしい。	車道を自転車が通行する場合に、矢羽根と呼ばれる青色でペイントされた路面標示を行うことは、自転車の走行性向上はもちろんのこと、自動車ドライバーに自転車通行の存在を認識させることにより、交通事故発生を抑止に繋がる効果があります。 P20「道路標識や路面標示等の適切な設置運用」のなかで、「矢羽根型などの」を追記します。

15	P20 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策1 ② 道路標識や路面標示等の適切な設置運用	パブリック・コメント (50代)	自転車走行が可能な歩道かどうかの区別が分かりにくい。	普通自転車が歩道を通行してもよいことを示す「普通自転車歩道通行可」の道路標識は、公安委員会が設置することとなっています。道路の現場状況や自転車の利用状況に応じて、標識がないと判りにくい場所には、標識の設置を公安委員会に要望していきます。
16	P22 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策3 ①「自転車安全利用五則」の活用による通行ルールの周知	議会 一般質問 (令和7年 9月8日)	改正道路交通法は、16歳以上に青切符が適用されるなど、子ども達が対象となる法律である。注意して違反の取り締まりを行って欲しい。	自転車は車両であり、運転には責任が伴うことを高校生にも明確に理解してもらうことが大切であると考えます。特に、高校生にもよくみられる、「ながらスマホ」や「傘さし」、「二人乗り」など、日常的に行いがちな交通違反をしないこと、知らなかったでは済まされない制度であることを認識してもらうため、越前警察署と協力しながら市内高校にチラシを配布するなどの啓発活動を実施していきます。
17	P22 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策3 ①「自転車安全利用五則」の活用による通行ルールの周知	懇話会等	普通自転車歩道通行可の歩道がない道路では、基本的に自転車は車道を通行しなくてはならないが、意外と認知されていないように感じる。もっと周知すべき。	自転車通行のルールについては、「自転車安全利用五則」の中で、「車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先」とあることから、施策3①「自転車安全利用五則」の活用による通行ルールの周知において、この五則を活用し自転車の通行ルール等の周知を行っていくこととしています。 今後も、交通安全教室などの様々な機会を通じて、車道通行についての啓発を行っていきます。
18	P22 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策3 ③ライフステージに合わせた交	パブリック・コメント (60代)	自転車の交通ルールの啓発の中に、幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校において、交通ルールや自転車の安全利用について学ぶ交通安全教室を実施しています。とあ	自転車は車両であり、運転には責任を伴うことを高校生にも明確に理解してもらうことが重要です。「ながら」運転や「二人乗り」などの交通違反を行わないことをはじめとして、交通ルール遵守のための啓発を、越前警察署や市内高校と協力しながら実施していきます。

	通安全教育・啓発の展開		が、高校生への交通安全教室も実施して欲しい。高校生の交通マナーが一番悪い。	
19	P22 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策3 ③ライフステージに合わせた交通安全教育・啓発の展開	パブリック・コメント (60代)	外国人、主婦層、高齢者の自転車交通安全啓発を行っては。また、社会人の自転車交通安全教室を会社ぐるみで行っては。	P22「ライフステージに合わせた交通安全教育の展開」を「ライフステージに合わせた交通安全教育・啓発の展開」に改めるとともに、説明文を「就学前児童、小学生、中学生及び高齢者を中心に、ライフステージに応じた自転車利用のルールやマナーに関する交通安全教室など、越前警察署、市交通指導員会、市交通安全母の会などの関連団体や事業所と連携して啓発活動を実施します。特に高齢者に対しては、反射材の着用推進など、死亡事故防止に向けた取り組みを徹底し、 加齢等に伴う身体機能の低下が運転に及ぼす影響 などを踏まえた啓発を行います。 また、外国人市民に対しては、雇用事業所や派遣会社などを通じて、交通ルールの遵守や自転車の安全利用に関する啓発を行います。」に改めます。
20	P22 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策3 ③ライフステージに合わせた交通安全教育・啓発の展開	パブリック・コメント (60代)	小、中、高校生のながらスマホ運転が多くなっている。交通安全啓発のなかで禁止の旨を記載しては。	自転車の「ながらスマホ」運転は、交通事故につながりかねない交通違反です。毎年各小中学校で開催している自転車の安全教室をはじめ、さまざまな機会を通じて、「ながらスマホ」や「傘さし」、「二人乗り」など、自転車の交通違反についての指導啓発を行っていきます。
21	P22 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備	議会 一般質問 (令和7年9月8日)	子どもたちに対する自転車の安全教育は、どのような形で行われているのか。	毎年、各小中学校では日常の交通安全に対する意識の向上を図るため、「自転車の安全教室」を実施しています。また、改正道路交通法の内容についても、校長会・教頭会を通じて児童・生徒への指導を行っています。今後も、通学時のヘル

	施策3 ③ライフステージに合わせた交通安全教育・啓発の展開			メット着用だけではなく、日常生活における児童生徒のヘルメット着用の向上や「ながら」運転などの自転車の交通違反についての指導に取り組んでいきます。
22	P22 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策3 ③ライフステージに合わせた交通安全教育・啓発の展開	議会 一般質問 (令和7年9月10日)	世代に応じたきめ細やかな安全教育やマナーの啓発活動を実施とあるが、自転車利用者への交通安全教育・啓発についての具体的な取り組みは。	自転車利用者への交通安全教育・啓発については、越前警察署のほか、市交通指導員会や市交通安全母の会など、関係機関や団体とともに実施しています。 特に一人で自転車に乗ることが増える小学生や自転車通学が始まる中学生に対しては、越前警察署や交通指導員の指導のもと、各学校で自転車利用時のマナーや公道での自転車の乗り方についての教室を開催しています。 また、就学前の園児には、越前警察署や市交通安全母の会と一緒に、認定こども園などで「交通安全ふれあい教室」を開催し、楽しみながら交通ルールを身に付けてもらっています。 高齢者については、シルバー交通安全研修会を毎年開催するなかで、自転車利用時のヘルメット着用や自転車保険への加入を呼びかけています。 今後も、これらの機会に加えて、市交通安全フェスタや生命のメッセージ展などの各種イベントを通じて交通安全啓発を行っていきます。
23	P22 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策3 ③ライフステージに合わせた交通安全教育・啓発の展開	懇話会等	自転車のマナーの認識の向上を図ることは重要である。特に、幼少期から啓発していく必要がある。	施策3③「ライフステージに合わせた交通安全教育・啓発の展開」の中で、就学前児童、小学生、中学生などを対象とした自転車利用のルール、マナーに関する交通安全教室を開催していくこととしています。幼少期からの啓発については、越前警察署や市交通安全母の会と共に、認定こども園などで「交通安全ふれあい教室」を開催するなど、楽しみながら交通ルールを身に付けてもらう機会づくりに努めていきます。

24	P22 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策3 ③ライフステージに合わせた交通安全教育・啓発の展開	議会 議員説明会 （令和7年10月1日）	自転車を利用している高齢者に対しては、年齢や体力に応じた自転車利用に対する啓発が必要である。	P22「ライフステージに合わせた交通安全教育の展開」を「ライフステージに合わせた交通安全教育・啓発の展開」に改めるとともに、説明文を「就学前児童、小学生、中学生及び高齢者を中心に、ライフステージに応じた自転車利用のルールやマナーに関する交通安全教室など、越前警察署、市交通指導員会、市交通安全母の会などの関連団体や事業所と連携して啓発活動を実施します。特に高齢者に対しては、反射材の着用推進など、死亡事故防止に向けた取り組みを徹底し、加齢等に伴う身体機能の低下が運転に及ぼす影響などを踏まえた啓発を行います。 また、外国人市民に対しては、雇用事業所や派遣会社などを通じて、交通ルールの遵守や自転車の安全利用に関する啓発を行います。」に改めます。
25	P22 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策3 ④ヘルメット着用意識の向上	議会 一般質問 （令和7年9月8日）	自転車利用時のヘルメットの着用義務に関する啓発状況は。	自転車用ヘルメット着用が努力義務化となった以降においては、越前市自転車用ヘルメット着用推進大会を開催し、市内企業等26団体に「自転車用ヘルメット着用推進モデル事業所」の認定を行い、社員や家族などへ着用啓発に取り組んだほか、さまざまなイベントを活用しながら着用推進のための啓発を行っています。また、令和6年4月からは、中学校の通学用ヘルメットを学校指定のものだけではなく、自由に選べるようにしたと共に、令和7年4月からは、小学校6年生と中学生を対象とした自転車ヘルメット購入助成を行っています。 今後も、市交通安全フェスタや生命のメッセージ展などの各種イベントを通じて啓発に努めていきます。
26	P23 第4章 基本方針に基づく施策	懇話会等	県の条例でも自転車損害賠償保険等への加入が義務化さ	施策3⑤「自転車保険への加入促進」において、自転車事故の被害者の救済及び加害者の経済的負担軽減のため、地区、学

	基本方針1 安全で安心な自転車環境の保全・整備 施策3 ⑤自転車保険への加入促進		れている。今後、加入促進に向けての取り組みを行っていくとともに、加入状況の把握にも努めるべき。	校、職場等に対し広報啓発活動を行っていくこととしています。 自転車保険への加入状況についても、今後、市民アンケートを実施するなど、状況の把握に努めます。
27	P24 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針2 自転車を利用したライフスタイルの推進 施策1・2・3	令和7年 9月議会 個別	自転車活用推進にあたっては、自動車利用から健康や環境に有用な自転車利用に転換することを如何に市民に広めるかが重要。その一つのあり方として、地域等において自転車への転換を啓発普及していくコーディネーター的な役割を担っていただくような方との連携が必要では。	自動車から自転車への利用の転換や自転車を活用した健康づくりの機会の創出を図っていくうえで、地域の方と連携協力しながら自転車の日常的な利用促進に向けた取り組みを行っていくことは、大変重要なことだと考えています。今後は、市交通指導員会や市交通安全母の会など、関係機関や団体とともに実施している交通安全啓発活動や自転車に親しむイベント等を開催などを通じて、さらなる地域の方との連携した自転車普及の取り組みについて検討していきます。
28	P25 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針3 サイクルツーリズムの推進 施策1 ①サイクリングモデルルートの設定	パブリック・コメント (60代)	林道を活用したサイクルコースや自転車と登山がコラボしたコースを入れては。	サイクリングモデルルートは、自転車に親しむ方々のニーズに沿いながら、当市の歴史や文化、自然に触れることができるルートを設定していきたいと考えています。ご意見の登山とコラボしたコースの設定についても検討します。
29	P25 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針3 サイクルツーリズムの推進 施策1 ①サイクリングモデルルートの設定	パブリック・コメント (50代)	市町をまたいで、一筆書きで走れるような長い距離のサイクリングロード（コース）があるとよい。	サイクリングモデルルートを設定する際は、広域的なサイクルツーリズムの推進を図るため、県が設定した丹南ふれあいスポーツレクリエーションロード、丹南サイクリングコースや近隣市町のサイクリングコースと連携したコースを設定します。

	設定			
30	P25 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針3 サイクルツーリズムの推進 施策1 ①サイクリングモデルルートの設定	パブリック・コメント (50代)	安全で、川沿いや海沿いなど走っていて気持ちの良いコースがあるとよい。	サイクリングモデルルートは、県が設定している日野川沿いを走る丹南ふれあいスポーツレクリエーションロードをはじめ、越前海岸に繋がるルートなど、自然を満喫できるルートを設定していきます。
31	P26 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針3 サイクルツーリズムの推進 施策1 ②サイクリングモデルルートでの自転車環境の整備	パブリック・コメント (60代)	市内のサイクリングルートは、ルート案内看板の設置がわかりにくくルートを間違いやすい。	P26「サイクリングモデルルートでの自転車環境の整備」の中で、サイクリングモデルルート等において迷わず安全に走行できる環境を整備するため、車道上に青い矢羽根等による統一的な路面標示や案内看板等の整備に取り組むこととしています。
32	P26 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針3 サイクルツーリズムの推進 施策1 ②サイクリングモデルルートでの自転車環境の整備	議会 総務委員会 (令和7年 9月19日)	市内を自転車で観光される方が、案内看板などの整備にて迷うことなく、当市の景色などを楽しんでもいただけるような環境づくりを行っていくことが重要である。	サイクリングに親しむ方々のニーズに沿いながら設定するサイクリングモデルルートにおいては、迷わず安全に走行できる環境を整備するため、県や関係機関・団体と連携しながら、車道上に青い矢羽根型等による統一的な路面標示や案内看板等の整備に取り組みます。
33	P26 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針3 サイクルツーリズムの推進 施策1	議会 総務委員会 (令和7年 9月19日)	市内のシェアサイクル・レンタサイクルをよりPRし、自転車を利用しての市内観光者を増加させていくことが重要である。	観光に利用しやすいシェアサイクル・レンタサイクルを紹介していくことは、市内観光の推進に効果が高いものと考えます。 P26「④シェアサイクル・レンタサイクルの充実」の本文を「関連団体等と連携しながら、シェアサイクル・レンタサイ

	④シェアサイクル・レンタサイクルの充実			クル利用促進のPRに努めるとともに、家族での行楽や観光に利用しやすいサービスの充実を目指します。」に修正します。
34	P26 第4章 基本方針に基づく施策 基本方針3 サイクルツーリズムの推進 施策1 ⑤「自転車の駅」の設置	パブリック・コメント (50代)	飲食店などに自転車のスタンドが置いてあるなど、自転車で立ち寄りやすいところが増えていくとよい。	P26「⑤「自転車の駅」の設置」のなかで、「公共施設をはじめ民間施設において」を追記します。